

協議第 3 5 号

建設関係事業（協定項目 2 2 - 1 2 ）について

建設関係事業について、別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

東村・吾妻町合併協議会の調整表

協議事項	22-12 建設関係事業	整理番号		事務事業名	
調整方針案	<p>建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地区画整理組合補助については、現行のまま存続する。 2. 公営住宅管理及び、公営住宅等整備・既設公営住宅改善事業については、現行のまま存続する。 3. ダム対策に関することについては、現行のまま存続する。 4. 都市計画策定事務（地域地区）については、現行のまま存続する。 5. 都市計画審議会については、合併後に再編する。 6. 都市計画道路整備事業については、現行のまま存続する。 7. 地籍調査事業については、現行のまま存続する。 				
項目	現 況			調整内容	
1. 土地区画整理組合補助	該当なし	<p>吾妻町土地区画整理事業補助金交付要綱に基づく助成制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 吾妻町駅北土地区画整理組合補助金の種類 ・地方特定道路整備事業補助金 ・利子補給補助金 		<p>【調整の区分】 現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。</p>	
2. 公営住宅管理及び、公営住宅等整備・既設公営住宅改善事業	該当なし	<p>吾妻町町営住宅（13団地 179戸） （その他3戸）</p> <p>新井団地 5戸（その他3戸） （政策的空家2戸）</p> <p>内出団地1 22戸 内出団地2 6戸 内出第3団地 15戸 下郷団地 12戸 上河原団地1 27戸 上河原団地2 32戸</p>		<p>【調整の区分】 現行のまま存続する。</p> <p>【具体的な調整方針案】 吾妻町固有の事務事業であるため、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>【調整方針の理由】 公営住宅法及び町の条例に基づく事務事業のため、新町になっても同様とする。</p>	

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
		小泉団地 4戸 矢倉団地 15戸 岩下団地 4戸 赤祇団地 5戸 大戸団地 5戸 八幡原団地 27戸 公営住宅整備等事業 公営住宅の的確な供給を促進する。 (既存公営住宅の建替え事業を含む。) 補助金 国費(補助対象事業費の1/2) 既存公営住宅改善事業 既存公営住宅の居住水準等を図るため、設備・仕様等の改善を行う。 具体的事業 矢倉団地・赤祇団地のトイレの改修及び排水・污水管接続改修工事。	
3. ダム対策に関すること	該当なし	【ハツ場ダム水源地域整備事業】 町道関係の工事は群馬県ハツ場ダム水源地域対策事務所、国土交通省ハツ場ダム工事事務所に委託。 【天狗の湯仮浴場】 三島地区上郷地内で現在仮浴場として運営。	【調整の区分】 現行のまま存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。
4. 都市計画策定事務(地域地区)	該当なし	用途地域(7種類) (1)第1種中高層住居専用地域 (2)第1種住居地域 (3)第2種住居地域 (4)近隣商業地域 (5)準工業地域 (6)工業地域 (7)無指定地域	【調整の区分】 現行のまま存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。

項 目	現 況		調整内容
	東 村	吾 妻 町	
5 . 都市計画審議会	該当なし	吾妻町都市計画審議会 委員は18人。町議会議員、学識経験者の内から町長が任命。任期は3年。 報酬は、日額7,700円	【調整の区分】 合併後に再編する。
6 . 都市計画道路整備事業	該当なし	吾妻都市計画道路事業 (事業主体 群馬県) ・町の負担割合 20% ・町が県から用地買収業務受託	【調整の区分】 現行のまま存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。 【調整方針の理由】 都市計画法により定められており、新町になっても同様とする。
7 . 地籍調査事業	地籍調査は昭和45年に着手して昭和57年に完了。 ・測量方法 地上図解法 ・調査面積 25.42km ² ・地籍図 620枚	昭和59年度着手 全体計画面積151.03km ² 平成16年4月1日現在 登記済進捗率21.7%	【調整区分】 現行のまま存続する。 【具体的な調整方針案】 現行のまま新町に引き継ぐ。 【調整方針の理由】 国土調査促進特別措置法による第五次国土調査事業十箇年計画に基づいて実施されており、新町になっても同様とする。